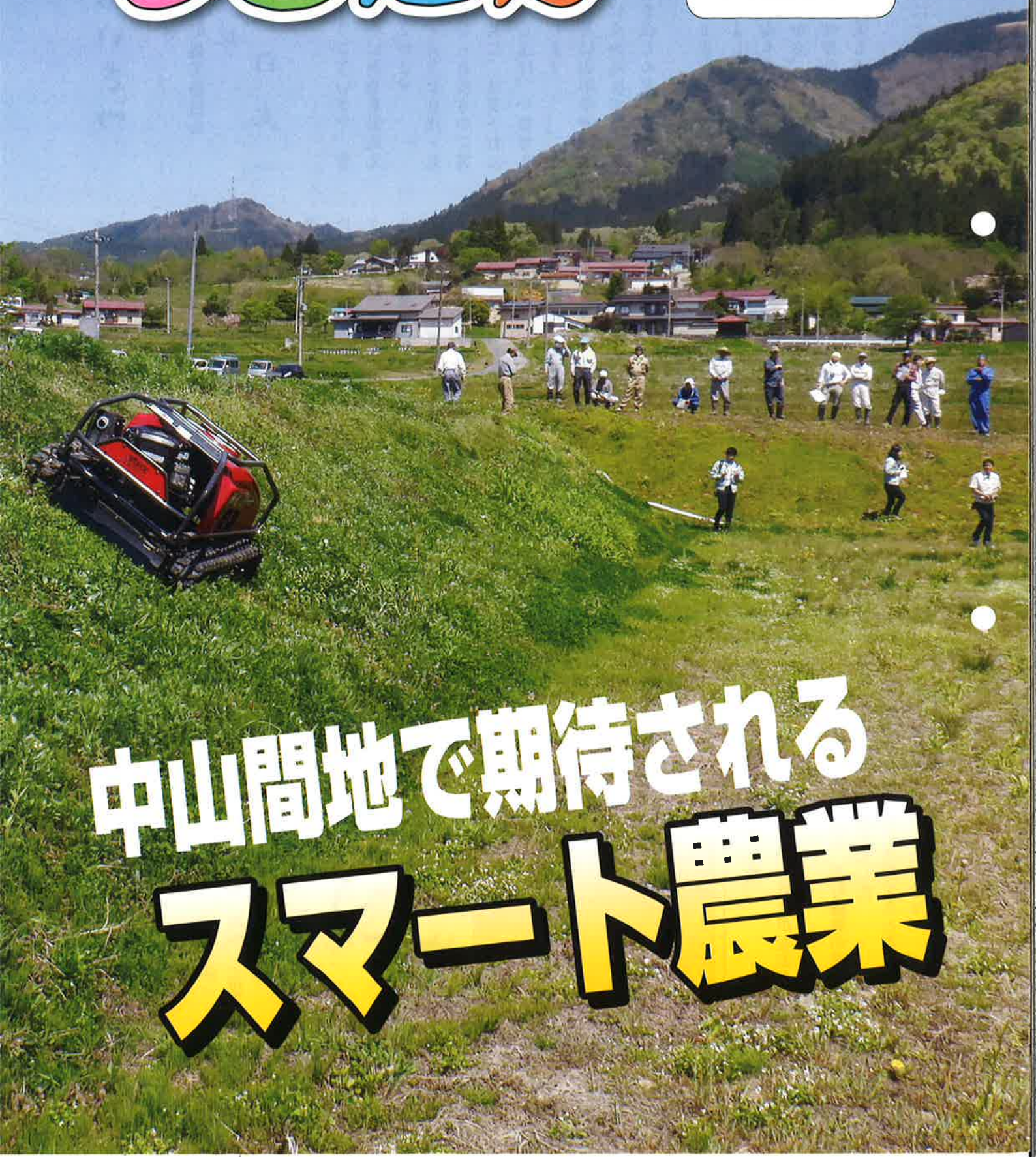


農委広報

しらたか

2020年1月

編集発行
白鷹町農業委員会



中山間地で期待される
スマート農業

年頭のごあいさつ



第21期
白鷹町農業委員会
会長
樋口 太一

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えることと心よりお慶び申し上げます。

昨年、台風15・19号など大きな自然・気象災害がありました。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災された皆様にも心よりお見舞いを申し上げます。早い復旧復興をお祈りいたします。

また、県内においては6月に山形県沖地震が発生し、鶴岡市を中心に庄内地区で、台風19号では高島町、川西町をはじめとする東置賜で被害がありました。

町においては台風19号による最上川増水で、揚水ポンプ場の被害はありましたが、水稻は収穫済みであったこと、果樹も落下、傷害果の発生も少なかった事などから、昨年から比べ農産物の生産は、米の作況指数は105とやや良となりました。果樹・野菜も平年並の作柄でありました。

また、熊やイノシシ等による鳥獣被害も年々

々拡大しており、深刻な問題となっています。

TPP11協定・日欧EPA協定が発効し、昨年9月には、日米首脳会談で日米貿易協定の最終合意がされ、日米新貿易協定が1月に発効となります。日本農業は更なる市場開放を迎えることとなります。

一方、国内においては、昨年10月に10%に消費増税と軽減税率が導入され、少子高齢化による国内マーケットの縮小が懸念されていますが、農業の果たす役割は、食糧の安定供給のみならず、国土保全や地域文化を守ることです。令和2年度に「新たな食料・農業・農村基本計画」の見直しが行われますが、希望の持てる計画になることを期待します。

さて、第21期農業委員会も7月に改選を迎えます。委員会としても農地に対する多様な価値観が存在する現代において、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消優良農地の確保などの課題に対し、農地パトロールや人・農地プランの会議等日常活動を通じて地域のご意見をお伺いしながら、行政に意見し、活力ある農業・農村を目指し農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となり活動して参りたいと考えています。

町民の皆様には、本年が佳き年になりますよう心よりご祈念申し上げます。ご挨拶いたします。

本年もどうぞよろしくお願ひします

- | | |
|-----------|---------------|
| 農業委員一同 | 農地利用最適化推進委員一同 |
| 会長 樋口 太一 | 推進委員 小林 周一 |
| 会長職務代理者 | 推進委員 後藤 伸一 |
| 小林 孝次 | 推進委員 高谷 忠雄 |
| 委員 丸川 正博 | 推進委員 奥山 進 |
| 委員 原田 幸雄 | 推進委員 安達 善晴 |
| 委員 中川 要一 | |
| 委員 福田 京子 | |
| 委員 齋藤 永治郎 | |
| 委員 大木 光明 | |
| 委員 五十嵐 清美 | |
| 委員 紺野 清一 | |
| 委員 沼澤 久章 | |



新農業委員のご紹介

令和元年6月21日より農業委員に就任されました。任期は令和2年7月19日、本町の農業振興を担っていただきます。

- 農業委員 原田 幸雄（黒鴨）
農業委員 中川 要一（山口）

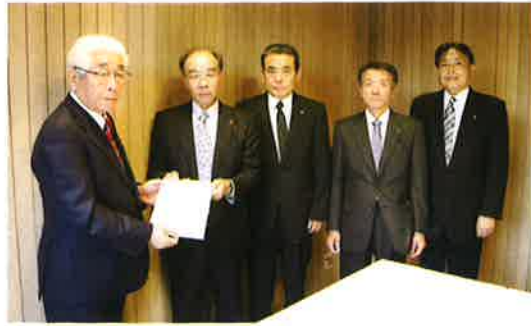
ありがとうございました。

平成31年1月4日に梅津彰委員が逝去されました。

第21期農業委員として、本町農業の振興・発展のためご尽力を賜りました。

ご生前のご功労に深く感謝するとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

「令和2年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書」提出



委員会は、最大の使命である農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施すること、また更なる施策の充実・強化が必要であることから、10月30日「白鷹町農業農村振興施策に関する意見書」を佐藤町長に提出しました。

(以下、要旨)

1. 町の農業政策について

■農家による組織化や農作業等の共同化を図るため、人・農地プランや組織化等に向けた話し合いを一緒に連携し進めること。

2. 有害鳥獣対策について

- 熊やイノシシを発見した場合の連絡体制の強化
- 若手狩猟会員の増加、狩猟免許取得支援の徹底した周知
- 迅速な捕獲に向けた、猟友会の組織強化支援
- 熊やイノシシを近づかせない農地の環境づくりの推進、未然防止に関する各地域説明会
- 侵入防止柵のモデル地域の創設と対策の検討と実施



■県や町の支援制度の周知強化、上限額の増額、対象者の拡大

■支援制度の簡素化

3. 農業生産基盤整備事業の推進について

■農業生産基盤の整備の推進

4. 農業の担い手育成について

■親元就農者に対し、地域の担い手として育てるための新しい取組へのチャレンジや、経営・国際感覚を養う研修等の実施

■町の農業を担う次世代の人材育成と積極的な投資

令和元年度

山形県農業委員会大会



令和元年11月8日、山形県農業委員会大会が村山市民会館で開催され、県内農業委員と農地利用最適化推進委員が一同に集結しました。

五十嵐会長の挨拶で大会が開幕し、来賓の皆様より農業振興に全力を尽くしてまいります等の祝辞を頂戴しました。

農業委員会組織のこれまでの活動と、取組みを踏まえて、現場の意見を反映させた政策提案が各地区協議会より提案され「食料・農業・農村政策の強化に向けた政策」は、11月末に全国農業委員会代表者集会で国会議員へ要請されました。「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」「農業者年金の加入推進と情報提供活動の強化」は、申し合わせによる実現に向けたものとなり「農地利用の最適化を推進するための意見」は、基盤整備事業、遊休農地対策、有害鳥獣被害等、現場の農業委員会が直面している課題の解決につながるよう、県知事・県議会へ意見を提出します。この4議案が、満場の拍手により議決されました。最後に「ガンバロウ」三唱で、時期大会の開催地であります最上地区代表の挨拶で閉会しました。

(中川要一 農業委員)

期待される

「スマート農業」

農業の現場では、高齢化が進み、離農者の増加、労働力不足も深刻化し、法人や担い手に期待が高まる農地集積にも限界がきています。

こうした状況を受けて、ロボット技術や人工知能（AI）、情報通信技術（ICT）、検知機能（センシング）、小型無人航空機（ドローン）といった最先端技術を農業の現場で実際に取入れる農業のことを「スマート農業」といいます。



中山間地の草刈は、労働力不足が深刻化しています。



無線操縦による、自走式草刈り機の研修会



中山集落協定は、中山間直接支払交付金を活用し、無線操縦の自走式草刈り機を導入しました。最大45度まで法面傾斜に対応可能で、高齢化が進む生産者の負担軽減と、農用地の耕作や維持管理を継続し、中山間地の美しい景観を将来に残していく事を目標に活動しています。

また、町内外の他協定を対象とし研修会の開催や効果検証を行っていきます。

農地調査・パトロールを実施

農業委員・農地利用最適化推進委員は、農業委員会の大きな目標であります農地利用の最適化に向け、毎年農地の利用状況調査を実施しています。今年も昨年と比較すると大きな変化はなく耕作や保土管理がされていない遊休農地が、特に山間部を中心に多いようです。

今年度、農地の所有者全員から今後の農地の利用状況について、アンケートに協力していただきました。今後はアンケートの結果を基に、人・農地プラン等をさらに充実して集積、集約を推し進め、耕作しやすい農地にすべく努力してまいります。

また、今年5名が新規に就農されました。農業委員会では新規就農なされた方に面談を行い、計画的かつ継続的に農業ができるようお互いに意見を交わしています。今後も遊休農地の解消に向けて、新規就農者の受入れ態勢を充実する必要があります。

本町は、耕作に適した農地もあり今後も多くの人が多くの農地を楽しく安心して耕作できるように努力し、農業で活気あふれる町になるよう努力していきますと思っています。

（農地部会長 沼澤久章委員）

非農地通知書について

農業委員会では、農地調査・パトロールを実施し、現況が、森林、原野の様相を呈しているなど、農地として「再生困難」な土地、または、利用することが物理的に困難である荒廃農地を対象に、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断を実施、今年も非農地通知書を郵送しております。

この非農地通知書は、法務局で地目変更を行っていた場合、必要な書類であり、再発行のできない通知書となります。登記変更まで、大切に保管ください。

（農業委員会事務局）



「県内研修を通して（酒田市）」

地域雇用の確立と農業振興に貢献

令和元年7月2日、白鷹町農業委員会の県内研修として酒田市にある「農事組合法人ファーム北平田」を視察いたしました。

組合員数103名であり経営面積は450ha以上であるとのことでした。

新しい北平田農業の未来を切り開くためにも、地域一丸となった強固な生産基盤を確立するために「農事組合法人ファーム北平田」を平成28年1月に設立、米生産の益々見通せない危機的状況の中、米だけではダメだという事

で園芸施設を確立し、年間作業による所得向上と、1年間働くことを確立してこられたそうです。

園芸施設は、近くにある小学校の跡地を利用し、これまで困難はあったものの何とかがここまでやってきたとのこと。苦勞ぶりもお聞きできました。

その園芸施設は、最新技術の栽培であり、施設ではトマト、ストックを冬期間も農作業を行えるようにしています。トマトを試食させていたいただきましたが、大変おいしく首都圏のデパート

等に出荷しているそうです。

現在、農業者の高齢化に伴い、若手を20名育て上げたこと。また、農業大学校と三川町にある全農の施設で研修を終了した2名を新規採用するなど地域雇用と、



地域の農業振興に貢献することで、北平田地区が活性化すること、また、近隣のモデルとなるよう運営していきたいと話伺うことができました。
(会長職務代理者 小林孝次委員)

頑なな野菜の規格を柔軟に

女性農業委員研修（川西町）を終えて

8月20日、最初の研修地は『J A全農山形 おきたま園芸ステーション』です。地域生産振興品目である「枝豆」「アスパラガス」の広域機械共選施設や包装加工施設、予冷施設が具備されており、この日は、枝豆の洗浄、脱水が行われておりました。

その先には、色の悪い、小さい、さやに豆が一つしか入っていないなどの枝豆をはじく選別機にかけられ、最後は8人のひとの目で、更にチェックしておられるとのこと。はじかれ、処分

される枝豆は3割にもなるとのこと説明でした。ここで、女性農業委員らしい質問。「捨てずに生かす方法は？」その答えは「運賃、包装、人件費を考えると採算が取れない。これからも探究していく」とのことでした。

次は、「丸茄子漬けが食べたなくても、都会には無くて食べられない。」という方の話をヒントに、50代でホームペー

を訪ねました。

茄子の規格にこだわって送るまでは、もう少し時間が必要と思っていたところ、お客様から「大ききなど、大きくても小さくてもいいから」と言われ、多少不揃いがあっても喜んでもらっている。と笑顔で話されていました。

最後は『かわにし森のマルシェ』に伺いました。野菜により規格を重視するものと、制限しないものがあり、柔軟な販売をされておりました。

対象が一般の方であれば、規格にはさほどこだわらず、安全で美味しく、喜んで頂けると思います。

(福田京子 女性農業委員)



「空き家付属農地」の特例を設けます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき、「農地等の利用の最適化の推進」を必須の業務として、農地の集積・集約化のほか、農地の賃貸借や売買、宅地等への転用許可に関する業務を行っています。

現在の委員は令和2年7月19日に3年の任期が終了するため、新たに第22期農業委員会の「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」を募集いたします。

1. 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割

農業委員	農地利用最適化推進委員
総会における議決	なし (要請がある場合のみ総会出席)
農地パトロール、農地状況 利用意向調査	農業委員と同じ
人・農地プラン	農業委員と同じ
各種会議・研修会への参加	農業委員と同じ

「空き家付属農地」の特例を設けました。

白鷹町農業委員会では、農地法に基づく農地取得に関して下限面積を30aとしていますが、定住促進と遊休農地解消のため、このたび「空き家付属農地」の取得に限定し、特例を設けました。

「空き家付属農地」とは、白鷹町空き家バンクに登録された空き家に付属した農地を言います。

その「空き家付属農地」について、一定の要件を満たせば面積が1aからでも取得できるようにする特例となります。

2. 選出方法等

● 農業委員

推薦と公募により議会の同意を得て町長が任命
農地利用最適化推進委員

推薦と公募により、農業委員会が委嘱

3. 農業委員と農地利用最適化推進委員の定員

● 農業委員

11名

● 農地利用最適化推進委員

5名

(蚕桑地区、鮎貝地区、荒砥・十王地区、鷹山地区、東根地区の担当地区毎に1名)

4. スケジュール(予定)

① 令和2年4月～ 推薦・募集(二か月間)

※募集期間の中間及び最終において、応募等の状況を公表いたします。

② 令和2年5月 評価委員会による評価

③ 令和2年6月 選任案件の議会提案

④ 令和2年7月 農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱

詳しくは、白鷹町のホームページから、白鷹町空き家付属農地の特例面積取扱い基準をご確認いただくとともに、不明な点は、白鷹町農業委員会事務局まで、お問い合わせください。
TEL 0238-18516128



全国農業新聞



全国農業新聞は多くの読者の皆様に満足していただけるよう家族全員が楽しめる記事も充実しています。

● 毎週金曜日発行

● 月額 700円【送料、税込】

【お問い合わせ】 農業委員会事務局 (電話85-6128)

または、最寄りの農業委員・農地利用最適化推進委員

農業者の視点で
お届けします!

鳥獣被害対策の各支援事業

【電気柵設置支援】

農作物被害を軽減する電気柵設置補助

■白鷹町有害鳥獣被害軽減モデル事業（県・町補助事業）

対象者 販売農家または販売農家グループ
（自家用のみは補助の対象とはなりません。）
補助率 電気柵の設置に係る経費の2分の1
（上限20万円）※県4分の1 町4分の1

■白鷹町有害鳥獣被害対策緊急事業（町鳥獣対策協議会事業）

対象者 販売農家または販売農家グループ
（自家用のみは補助の対象とはなりません。）
補助率 電気柵の設置に係る経費の3分の1
（上限10万円）※町単独事業

郷土食伝承事業

「白鷹町食の街道連絡協議会」

今年度も、町内6年生を対象に「郷土食伝承事業」が実施され、農家のお母さんが作った愛情たっぷりの郷土食を堪能することができました。

普段とは違った学校給食は「地元の農産物をふんだんに使った郷土食を子供たちに食べさせてあげたい。」との思いから実施している事業であり、子供たちに人気がある事業となっています。会場は「のどか村」と「土里夢館」です。

地元農産物の旬の味、そして先人たちの知恵。子供たちは笑顔絶えることなく、たくさん食べ学ぶことができました。



国は、毎年6月を「食育月間」
毎月19日を「食育の日」としています。
町は、毎月19日を
「家族団らんの日」として
取組んでおります。

【狩猟免許取得支援】

狩猟者の確保に向けた免許取得費用の補助

■白鷹町新規狩猟免許取得等支援事業（町鳥獣対策協議会事業）

対象者 ①町内在住の65歳以下の方で、新規に
狩猟免許を取得した方
②猟友会に入会し、町内の有害鳥獣保護活動に積極的に従事することができ
きる方

補助率 ①狩猟免許取得にかかる経費
②銃砲所持許可に係る経費
③銃砲所持に係る経費
④狩猟者登録に係る経費

※①～④の2分の1。ただし上限5万円。

来年度より、事業内容が変更となる場合があります。町報等でお知らせしますので、必ずご確認ください。

国が支える。安心が大きくなる。担い手積立金

（農業者年金の愛称）

農業者の方なら広く加入できます

- ①年間60日以上農業に従事する。
- ②国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除を除く）
- ③20歳以上60歳未満の人

・農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族。従事者も加入できます。
・脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまで支払った保険料は、将来受給する年金の資源となります。

（注）農業者年金加入される方は、国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入も必要となります。



農業経営者
自営業との兼業農家



配偶者



後継者とその配偶者



農業従事者
農家のパートナー



農地の権利名義を
持たない畜産農業者



農地の権利名義を持たない
施設園芸等農業者など

農地を **転用** するとき

農地法の **許可** が必要です

- 耕作に使われる土地は「農地」といいます。
- 農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。
- 農地を転用する場合には、原則として「農地法」の「転用許可」が必要となります。
- 許可を受けずに転用をしたり、許可を受けたとおりに転用しなかった場合には、罰則の適用があります。

※農地以外の例・・・住宅・工場等の建設敷地、資材置場、駐車場、道路、水路、山林

農地転用にあたるのはどんな時？

許可が必要な場合	農地法	許可申請者	許可権者
農地の所有者等が農地を転用する場合 例) 農地に資材を置く 自宅敷地を農地まで拡張して後継ぎの息子夫婦を迎える	4条	転用を行う者 (農地所有者等)	県知事
農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合 例) 農地を買ってそこに家を建てる 近隣の工場のため、農地を借りて駐車場にする	5条	売主又は貸主 (農地所有者等) と 買主又は借主 (転用事業者)	※申請から許可まで 最低でも2ヶ月を 要します。

各申請の提出締切日

毎月10日です。

土日祝の場合は、休前日となります。

農地を転用する前に

農業振興地域・農用地区域内の農地転用は原則として認められません。やむを得ず転用が必要な場合には、農用地区域からの除外手続き（申請）が必要となります。

申請提出締切りは、**3月31日**と**9月30日**の年2回となります。⇒詳しくは **農林課 農業振興係 85-6127**

農委広報「しらたか」

2020年1月発行

【農振部会】

部会長 大木 光明
副部会長 丸川 正博
委員 中川 要一
委員 福田 京子
委員 小林 孝次
委員 樋口 太一

【発行】

白鷹町農業委員会

編集後記

令和元年5月1日より、新元号「令和」となり新時代がスタートしました。近年、毎年のように自然災害の猛威はとどまることを知らず、台風15号、19号による甚大な被害が発生、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

白鷹町は、幸い大きな被害がなかったのですが、今年は特に野生鳥獣被害が多発し、人的被害はないもののイノシシの頭数が増加し、農作物や農地そのものに被害が出ております。地域・地区民が一体となって有害鳥獣対策を検討していかなければならないと考えております。

農委広報を発行するにあたり、ご協力いただいた皆様に、深く感謝申し上げます。

《農振部会長 大木光明委員》